

# 札幌司法書士会ADRセンター利用負担金規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、札幌司法書士会ADRセンター設置規則（以下「設置規則」という。）第16条第2項及び第22条の規定に基づき、設置規則の施行に関し、必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 この規程は、札幌司法書士会ADRセンター（以下「センター」という。）が行う紛争解決手続の実施に関し、利用者が支払う費用等を定めることにより、センターの適正な業務運営に資することを目的とする。

## (用語)

第3条 この規程において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、設置規則、札幌司法書士会ADRセンター運営規程（以下「運営規程」という。）、札幌司法書士会ADRセンター手続実施規程（以下「実施規程」という。）及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）において使用する用語の例による。

## (利用負担金)

第4条 利用負担金の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 申込手数料
- (2) 期日手数料
- (3) 合意成立手数料
- (4) 実施規程第41条に規定する記録の謄写の費用
- (5) 実施規程第42条に規定する証明書の交付に係る費用
- (6) 交通費、宿泊費その他の実費

## (申込手数料)

第5条 申込手数料は、金3,000円（外税）とする。

- 2 申込手数料は、申込人が申込書を提出した日から1週間以内（1週間を経過した日が休日であるときは、その翌日）に、本会の事務局への持参又は本会が指定する金融機関の口座に送金して納付しなければならない。
- 3 実施規程第17条第2項の規定により不受理の決定をしたときは、納付された申込手

数料の全額を申込人に返還する。

- 4 前項の規定による申込手数料の返還に要する費用は、センターが負担する。

(期日手数料)

- 第6条 申込人は、第1回期日手数料として金10,000円(外税)を第1回期日が開催される前までに本会の事務局への持参又は本会が指定する金融機関の口座に送金して納付しなければならない。
- 2 当事者は、第2回目以降の期日手数料として紛争解決手続の期日1回について、それぞれ金5,000円(外税)を当該期日が開催される前までに本会の事務局への持参又は本会が指定する金融機関の口座に送金して納付しなければならない。
- 3 前2項の納付期限は、手続実施者の決定により変更することができる。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、当事者間に期日手数料の負担割合についての合意があるときは、その合意による負担割合によって算出された額を納付することができる。
- 5 期日手数料は、センターに納付された後は、返還しない。ただし、紛争解決手続の期日が開催されなかったときは、納付された期日手数料の全額を、納付した者に返還する。
- 6 実施規程第33条第3項ただし書の規定により、当事者の一方が欠席した状態で紛争解決手続の期日を開催した場合の期日手数料は、期日に出席した当事者が金5,000円(外税)を負担する。
- 7 第5項ただし書きの規定による期日手数料の返還に要する費用は、センターが負担する。

(合意成立手数料)

- 第7条 紛争解決手続において当事者間に合意が成立した場合には、当事者は、センターに対し、合意成立手数料を納付しなければならない。
- 2 合意成立手数料は、金30,000円(外税)とし、当事者間の負担割合は、それぞれ等分の負担とする。ただし、当事者間に合意成立手数料の負担割合についての合意があるときは、その合意による負担割合によって算出された額を納付することができる。
- 3 合意成立手数料は、実施規程第34条第1項の規定により手続実施者が合意の成立を宣言した紛争解決手続の期日から1週間以内(1週間を経過した日が休日であるときは、その翌日)に本会の事務局への持参又は本会が指定する金融機関の口座に送金して納付しなければならない。

(記録の謄写に係る手数料)

- 第8条 実施規程第41条第2項の規定により記録の謄写を請求する者は、記録の謄写を受領するときに、用紙1枚について金30円(外税)を現金でセンターに納付しなければならない。

(証明書の交付に係る費用)

第9条 実施規程第42条の規定により証明書の発行を請求する者は、その請求をするときに、金1,000円(外税)を現金でセンターに納付しなければならない。

(利用負担金の減額等の特例)

第10条 センター長は、当事者が民事法律扶助の適用を受けられる条件を満たす者であることその他利用負担金の全部又は一部を支払うことが困難であると認められるときは、その者の申し出により、その者の利用負担金について減額又は免除の決定をすることができる。

2 利用負担金の減額等を求める当事者は、申込人にあつては申込書に、相手方にあつては応諾書に利用負担金を支払うことが困難であることを疎明する資料を添付しなければならない。

3 センター長は、第1項の決定をした後に利用負担金の減額等の特例を受けた者について、利用負担金を支払うことが容易である事実が確認されたときは、その者の意見を聞いた上で、その者にその差額を追加して納付するよう求めることができる。

(実費の予納)

第11条 実施規程第31条第4項ただし書の規定により本会のADR室以外の場所で紛争解決手続の期日の開催を希望する当事者は、当該場所までに要する手続実施者の交通費、宿泊費、当該場所の会場借料その他の実費を納付しなければならない。

2 前項に規定する実費は、当事者の一方の希望によるときは、当該当事者の一方がその全額を負担するものとし、当事者の双方の希望によるときは、当該当事者の双方がそれぞれその半額を負担するものとする。ただし、当事者間に前項に規定する実費の負担割合についての合意があるときは、その合意による負担割合によって算出された額を納付することができる。

3 センター長は、第1項に規定する費用が発生する見込みがあるときは、あらかじめその見積額を当事者に示して予納させるものとする。

4 前項の規定により予納された費用は、紛争解決手続が終了した後に精算するものとする。この場合において、センター長は、予納された費用に不足があるときはその不足額の追加納付を依頼し、余剰があるときはその余剰額を返還するものとする。

5 前項の規定により予納された費用を返還するときに要する費用は、当該費用を予納した者の負担とする。

(規程の改廃)

第12条 この規程を改正し又は廃止するときは、理事会の議決を経なければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条の認証を取得した日（平成23年 6月29日）から施行する。

(特例)

第2条 附則第1条の規定にかかわらず、第5条乃至第7条及び第11条に定める費用については、平成25年3月31日まではこれを適用せず、無料とする。

第3条 附則第2条の規定にかかわらず、第5条乃至第7条及び第11条に定める費用については、平成27年3月31日まではこれを適用せず、無料とする。

(平成25年1月9日より施行)

第4条 附則第2条の規定にかかわらず、第5条乃至第7条及び第11条に定める費用については、平成28年3月31日まではこれを適用せず、無料とする。

(平成27年2月13日より施行)

第5条 附則第2条の規定にかかわらず、第5条乃至第7条及び第11条に定める費用については、平成29年3月31日まではこれを適用せず、無料とする。

(平成28年1月13日より施行)

第6条 附則第2条の規定にかかわらず、第5条乃至第7条及び第11条に定める費用については、平成30年3月31日まではこれを適用せず、無料とする。

(平成29年1月12日より施行)

第7条 附則第2条の規定にかかわらず、第5条乃至第7条及び第11条に定める費用については、平成31年3月31日まではこれを適用せず、無料とする。

(平成30年1月24日より施行)

第8条 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

第9条 この規程は、令和元年5月8日から施行する。